

文化芸術立国の要となる国立美術館、国立文化財機構の機能強化のための行政改革の推進に関する決議

現在、政府等において、独立行政法人の制度や組織の見直しに関する議論が進められており、国立美術館と国立文化財機構を統合すべきとの議論もでてきている。本調査会としては、国立美術館と国立文化財機構が、改革の名の下に、本来果たすべきナショナルセンターとしての機能を十分に発揮できない状況に陥ることを危惧する。

このため、次の事項の実現を政府等関係者に強く要請する。

一・国立美術館と国立文化財機構は統合せず、それぞれの法人の組織を拡充する

統合反対の理由は、以下のとおり。

(一) 使命の違い：：根源的に異なる文化政策の違い

役割と使命の異なる組織の統合は文化政策上、好ましくない。

美術館：：：自由な発想を尊重し、未来への創造と発展を旨として感性を育む場である。

文化財機構：文化財保護法に基づき、国宝等の文化財を守る。日本の歴史や伝統、アイデンティティを学ぶ場である。

(二) もはや統合による合理化の余地がない

これまで積極的に行政改革を進めた結果、人員や予算を削減し、最小限の組織及び配員の実現を図ってきた。

本部事務局は現場の美術館等におき、職員を兼務させており、例えば、美術館の理事長は国立西洋美術館館長と兼務、文化財機構の理事長は京都国立博物館館長と兼務である等の合理化を行った結果、物理的にも削減の余地はなく、いまや現場の疲弊は限界ともいえる状態である。

また、東京から九州まで点在する多様な十二の専門施設（五美術館、四博物館、二文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センター）を統合することは地理的にも困難であり、それぞれに最低限の人員配置の結果、統合するメリットがない。

(三) クールジャパンの視点：「国の顔」として、文化を代表する複数のリーダーの存在が重要

日本の文化発信力強化の観点から、美術館と文化財機構が、それぞれのリーダーの下で、世界に伍して日本の文化の魅力をこれまで以上に戦略的に発揮していく必要に迫られている。それにも関わらず、諸外国との比較において美術館や文化財機構の予算や人員等の規模は小さく、抜本的な強化が求められている。

韓国や中国は文化によるソフトパワーやイメージ戦略を重視し、国を挙げて美術館や博物館を積極的に支援している。このままでは日本は後塵を拝することになりかねない。

「国の顔」として世界に誇るにふさわしい美術館や文化財機構となるためには、(i)現場の専門性を深く理解するリーダーが法人の長として、各館のアイデアや取組を応援できる仕組み、(ii)法人の長として迅速に判断し、責任の所在を明確にして、マネジメントできる組織であることが必要である。

また、日本の魅力である文化の多様性と個性を存分に発揮するため、諸外国に対しては各分野を代表する複数のリーダーが存在し、現代アートなどの美術分野や日本の優れた文化財保存修復技術などそれぞれの分野で発信することが、クールジャパンを推進する上で重要であり、文化大国日本の強みとなる。

## 二. 法人自らが努力して得た利益を事業の充実に充てられるようにする

文化法人がモチベーションを維持し、法人の活動の一層の充実にともに国民に対するサービスの向上につながるため、「独立行政法人の経営努力認定について」を文化法人の特性に応じた基準となるよう見直すなど、法人自らが努力して得た利益について、法人自らが活用できる仕組みとすること。

右決議する。

平成二十五年十一月十一日

自由民主党政務調査会 文化伝統調査会

国立の美術館・博物館・劇場の機能強化に関する提言（抄）

（平成二十五年五月十七日 自由民主党政務調査会 文化伝統調査会）

### 三. 法人の努力により獲得した利益の活用

○ 独立行政法人では、法人自らの努力により得た利益について、法人の経営努力と認められた場合は、法人の利益として法人が活用できる仕組みになっている。しかし、近年、文化法人が工夫と努力によって利益を得ても、それが経営努力として認められていない状況が続いている。

文化法人がモチベーションを維持し、法人の活動の一層の充実とともに、国民に対するサービスの向上につなげるため、「独立行政法人の経営努力認定について」（平成十八年七月二十一日総務省行政管理局）を文化法人の特性に応じた基準となるよう見直すなど、法人自らが努力して得た利益について、法人自らが活用できる仕組みとすること。

○ 国立の美術館の「顔」となる貴重で高額な美術品の購入や文化財の緊急的な修理等に対応するためには、常時使用可能な相当額の資金を確保しておくことが必要である。

高額な美術品の購入や文化財の修理等に充てるための資金について、次期中期目標期間への繰越しが認められるようにするため、「次期中期目標期間への積立金の繰越しについて」（平成十八年六月二十二日総務省行政管理局（独立行政法人総括）を文化法人の特性に応じた基準となるよう見直すなど、次期中期目標期間への繰越しを柔軟に認める仕組みとすること。

